## 令和4年度6月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年6月27日 午前9時30分~10時30分

開催場所 所沢市役所 502会議室

議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一

4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 6番 増田 貴雄

7番 池田 稔 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一

10番 石井 一 11番 川口 浩 12番 栗原 茂

13番 大舘 浩一 14番 石井 進 15番 水村 英紀

16番 本橋 与志喜 17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議長: 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号4番 内野喜昭委員、5番 糟谷 裕義委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長: 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」 事務局から説明をお願いします。 事務局: 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」 御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字霞ケ台の11筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は11筆合わせて7,980平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人は川越市に耕作地があり、川越市農業委員会に経営状況調査を照会したところ、適正に管理されているとの回答がありました。

申請番号2番、所在地は大字南永井字南一本木です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,432平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。なお、受人はさいたま市、春日部市、越谷市、幸手市及び松伏町に耕作地があり、各農業委員会に経営状況調査を照会したところ、いずれの農業委員会からも適正に管理されているとの回答がありました。

以上の2件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、 農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの と考えられます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委 員: (全員举手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により許可とします。 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、 農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすもの と考えられます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号2番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員: (全員举手)

議 長: 申請番号2番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長: 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から 説明をお願いします。

事務局: 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字稲荷下です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は345平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農業用施設です。農地区分については関越自動車道所沢インターチェンジの出入口から半径300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地に農業用施設を建築するものです。以上の1件です。

議 長: 申請番号1番について審議します。申請地、受人の営農状況及び坂之下地 区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 続きまして受人の南永井地区の耕作状況について地区担当の意見をお願い します。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長: 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」 事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」 御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2,057平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は社会福祉サービス施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け福祉施設を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字坂之下字丸久保の17筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は17筆合わせて16,542平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は流通業務施設です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分についてはインターチェンジの出入口から半径300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け大規模流通施設、倉庫を建築するものです。畑以外を含めた総敷地面積は16,644平方メートルになります。なお、

本件は一部農用地区域の除外案件です。

申請番号3番、所在地は若狭三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。 面積は234平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。 用途は資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け資材置場を建築するものです。

以上の3件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号2番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委員: (全員举手)

議長: 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号3番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委員: (全員举手)

議長: 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長: 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」 事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」 御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野一丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は164平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10~クタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。今回は隣接地の宅地を含めた建築計画であり、総敷地面積は495平方メートルになります。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字中富字月野原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は255平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については上水道、下水道管が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は大字下富字駿河台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は327平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10~クタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を祖父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号4番、所在地は大字神米金字月見ケ台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は322平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己用住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。今回は隣接地を含めた建築計画であり、総敷地面積は360.54平方メートルになります。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

以上の4件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委員: (全員举手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、

第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員举手)

議長: 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要 件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほ どお願いいたします。

議 長: 申請番号3番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、 第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号4番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可相当でよろ しければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号4番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議 長: 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局 から説明をお願いします。

事務局: 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明 いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原です。現況地目は畑で、面積は1,799平方メートルの内1,000平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年7月1日から令和9年3月31日までの4年9か月です。申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は

2筆合わせて2,970平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は827平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて6,153平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年7月1日から令和14年6月30日までの10年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北中四丁目の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて9,042平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は岩岡町の9筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は9筆合わせて15,836平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年8月1日から令和14年7月31日までの10年間です。

以上の6件です。

議 長: それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議 長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員: (全員挙手)

議 長: 申請番号1番については、全会一致により決定とします。 申請番号2番から4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいで しょうか。

委員: 異議なし。

議 長: それでは、申請番号2番から4番について審議します。地区担当の意見を お願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号2番から4番について、意見、質問はありますか。 意見、質問がないようですので、申請番号2番から4番について、決定で よろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号2番から4番については、全会一致により決定とします。

5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号5番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当

該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしけ

れば挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機 構)

議 長: 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)」事務局から説明をお願いします。

事務局: 「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字下原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて5,474平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年7月1日から令和5年3月31日までの9か月です。

以上の1件です。

議長: 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員: 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長: 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委 員: (全員挙手)

議長: 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

## 7 報告事項について

議長: 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局: 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、 9件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、 1件の届出がありました。

「報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、 3件の証明をしました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、 1件の通知がありました。 以上です。

議 長: 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。